

嘉麻市告示第 1 3 4 号

地下水採取規制地域の指定について

嘉麻市地下水採取規制条例（平成 2 5 年嘉麻市条例第 2 6 号。以下「条例」という。）第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日

嘉麻市長 松 岡 賛

記

- 1 指定しようとする地下水採取規制地域
水道未給水区域
- 2 指定しようとする日
平成 2 5 年 1 2 月 1 日（日）
- 3 条例附則第 2 項及び第 5 項に規定する指定日から 9 0 日以内となる日
平成 2 6 年 2 月 2 8 日（金）